

受付印

収入修正申告（認定等意見申入）書

（あて先）札幌市長

年 月 日

札幌市営住宅条例第 18 条(第 37 条)第 3・5 項、第 19 条(第 38 条)第 2 項の規定に基づき、次のとおり収入の状況を申告（意見申入）します。

公社使用欄	調定番号	団地名・住宅番号	名義人氏名	電話番号
		団地 棟 号室		() —

1 世帯員の状況及び収入の状況（意見申入においては対象部分のみ）

氏名	続柄	生年月日	職務先	年間総収入額（円）								
				給与収入額	年金収入額	その他の所得	老扶	特扶	普障	特障	寡婦	ひとり親
別居扶養者												

2 意見の要旨

- 退職又は事業を廃止
 転職、休職等
 別居扶養者に変更（追加・削除）
 障害者手帳の交付又は等級の変更
 その他収入内容が著しく変動（内容）

1 収入修正申告書について

この収入修正申告書は、先に交付した『収入認定兼家賃決定通知書』等を受けた方が、次のような事由により、収入が減少したときなどに新たに収入の申告をしていただくものです。以下【共通の証明書類】は世帯全員分が必要で、以下【事由別の書類】は①～④の該当するものがが必要です。

【共通の証明書類】

前年分の源泉徴収票、前年分の確定申告書のコピー又は今年度市・道民税証明書（市税事務所等発行の所得証明書）などにより、世帯員全員分の前年1月1日から12月31日の総収入について証明書類を提出してください。また、以下の【事由別の書類】のうち①～④の該当するものも一緒に提出してください。

【事由別の書類】

- ① 退職又は事業を廃止して現在無職の場合は、退職証明書、離職票のコピー、雇用保険受給資格者証のコピー、事業廃止届出書のコピー、退職日記載の源泉徴収票のコピーなどからいずれか1つが必要です。
- ② 転職、雇用形態の変更、休職等により収入が著しく変動したときは、以下の理由に掲げる書類が必要です。
（理由）
 - 【転職】上記①の書類と転職先の会社発行の雇用契約書のコピーや給与支払証明書（見込）などの両方が必要です。
 - 【雇用形態の変更】上記①の書類と雇用形態変更後の雇用契約書のコピーなどの両方が必要です。
 - 【休職】会社発行の休職証明書、給与支払証明書（見込）などからいずれか1つが必要です。
 - 【その他、収入内容に著しい変動があったとき】給与支払証明書（直近の1年分、1年未満の場合は全ての期間）などが必要です。
- ③ 別居扶養者を追加する場合は、源泉徴収票のコピー、所得証明書など税扶養が確認できるいずれか1つが必要です。また、別居扶養者を削除する場合は、添付書類は必要ありません。
- ④ 新規に障害者手帳の交付を受けたときや等級に変更があったときには、障害者手帳（氏名・等級が確認できること）のコピーなどが必要です。

（注意事項）

- 世帯構成に増減（転出や死亡、同居など）がある場合は、別に手続きが必要となります。
- 家賃が変更となる場合の家賃変更月は、届出を受理した翌月※からとなります。 ※月初第2営業日以降は翌月から
- 家賃が変更となる場合には「収入認定(再認定)通知書兼家賃再決定通知書」を送付します。なお、家賃に変更がない場合には通知しませんのでご了承ください。
- 家賃の減免額が変更となる場合には「家賃減免決定(変更)通知書」を送付します。なお、家賃の減免額に変更がない場合には通知しませんのでご了承ください。

2 収入認定等意見申入書について

この収入認定等意見申入書は、先に交付した『収入認定兼家賃決定通知書』等を受けた方が、当該通知を受けた日から30日以内に提出していただくものです。当該通知に対して意見のある方はその事実を証明する書類が必要です。

※ご不明な点は、（一財）札幌市住宅管理公社 家賃係（電話 211-2355）にお問い合わせください。